

こそだて

がいどぶつく



松葉くん



ジオンくん



但馬牛子

香美町

こどもたちに夢と未来をつなぐまち

～美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまちをめざして～

本町は、安心して子どもを生み育てる環境の整備を進めるとともに、ふるさと教育を進め、他に誇ることができる独自の教育と文化の香るまちをつくります。また、子育て支援に関する各機関が連携をとり合って、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を見守っていきます。

これから生み育てようとする人が、安心して楽しく子育てできるように「こそだてがいどぶっく」を作成しました。

この冊子は、各種施策の紹介や子育てに関する事業のさまざまな情報を掲載しています。身近なところに置いて、出産や子育てにお役立てください。

令和7年4月

この「こそだてがいどぶっく」の記載内容は、令和7年4月現在となっています。施策、事業は途中で変更になる場合がありますので、それぞれ記載の問い合わせ先にご確認ください。

なお、手続きは役場本庁舎、村岡地域局、小代地域局、保健センターで行うことができます。

香美町健康スローガン
～生活リズム 運動習慣 健康ライフ～

目 次

1 妊娠がわかったら

「かみっこ子育てアプリ」 by 母子モ	・	・	1
母子健康手帳の交付	・	・	2
妊婦健康診査費助成事業	・	・	2
妊産婦・パパの歯科健康診査	・	・	2
妊産婦の健康相談及び家庭訪問	・	・	2
わくわくサロン	・	・	3
パパママ子育て教室	・	・	3
ママカフェサロン	・	・	3
ママヨガ（妊婦と子育て中のママのためのヨガ）	・	・	3
産前産後ヘルパー派遣事業（子育て世帯訪問支援）	・	・	3
妊婦等包括（伴走型）相談支援事業及び 妊婦のための支援給付金事業	・	・	3

2 赤ちゃんが生まれたら

出生届	・	・	4
国民年金保険料産前産後期間免除制度	・	・	4
出産育児一時金	・	・	4
未熟児・新生児・産婦訪問	・	・	4
かみっこオムツ券交付事業	・	・	4
こんにちは赤ちゃん事業	・	・	5
先天性代謝異常等検査	・	・	5
新生児聴覚検査費及び産婦健康診査費助成事業	・	・	5
1か月児健康診査費助成事業	・	・	5
児童手当	・	・	5
未熟児養育医療	・	・	6
乳幼児等医療費助成制度	・	・	6
こども医療費助成制度	・	・	6
離乳食と歯の教室	・	・	6
お口の健康管理ノートの交付	・	・	6
産後ケア事業	・	・	7
子育て短期支援事業	・	・	7
乳幼児健康診査	・	・	7
5歳児健康診査	・	・	7
子どもの発達についての相談事業	・	・	8
予防接種	・	・	8

3 障害のある子どものために

身体障害者手帳	・	・	9
療育手帳	・	・	9
精神障害者保健福祉手帳	・	・	9
自立支援医療（精神通院医療）制度	・	・	9
特別児童扶養手当	・	・	9

障害児福祉手当	・	・	10
重度障害者医療費助成制度	・	・	10
香美町サポートファイル	・	・	10
障害児通所支援サービス・相談支援	・	・	10

4 ひとり親家庭のために

児童扶養手当	・	・	11
母子家庭等医療費給付制度	・	・	11
母子・父子寡婦福祉資金貸付金	・	・	11

5 相談窓口

香美町子育て世代包括支援センター	・	・	12
子育て・子育ち支援センター	・	・	12
児童相談窓口	・	・	12
香美町教育相談センター	・	・	13
香美町ひきこもり支援センター	・	・	13
こころと体のなやみ相談	・	・	13
不妊・不育専門相談、男性不妊専門相談	・	・	14
香美町特定不妊治療費助成事業	・	・	14
一般不妊治療費助成事業	・	・	14
不育症治療費助成事業	・	・	14

6 医療のこと

医療電話相談	・	・	15
町内の医療機関（医科・歯科）	・	・	15

7 保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校

保育所（園）	・	・	16
認定こども園	・	・	16
幼稚園	・	・	16
小学校	・	・	16
一時保育	・	・	16
病児保育	・	・	17
幼稚園預かり保育	・	・	17
放課後児童クラブ	・	・	17
教育・保育施設・小学校	・	・	18

この「こそだてがいどぶっく」は、本町ホームページにも掲載しています。
[\(https://www.town.mikata-kami.lg.jp/\)](https://www.town.mikata-kami.lg.jp/)

また、ホームページの【くらしの情報】－【子育て】の中にも子育てに関する詳しい内容を掲載していますので、参考にしてください。

1 妊娠がわかったら

アプリ

オンライン相談



「かみっこ子育てアプリ」by母子モ 健康課 ☎ 36-1114

香美町が提供する、安心してお使いいただける子育てアプリです。妊娠中・子育て中のママ&パパが、スマートフォン、タブレット、パソコンで使え、妊産婦や子どもの健康記録、予防接種の管理・通知・子育てイベントなど、役立つ機能や情報が盛りだくさんです。子育てを楽しくする方法の一つとしてぜひご活用ください。利用料は無料です。



●主な機能

☆子育て支援情報

香美町の配信する出産、育児に関する情報や、イベント情報などがリアルタイムにプッシュ通知で届きます。また、町内の医療機関や公園などの子育て施設、避難所などを検索することができます。

☆妊婦健診・乳幼児健診記録

妊婦健診や乳幼児健診の記録を管理できます。

☆グラフ化機能

妊娠中の体重やお子さんの身長・体重をグラフ化して見やすくすることができます。

☆予防接種のスケジュール管理

お子さんの生年月日と接種履歴の情報を登録すれば、最適な接種日を算出し、接種日が近づくと事前にお知らせします。また、接種済みの情報を記録することもできます。

☆記録管理

妊婦健診の記録、お子さんの成長記録をスタンプや写真付きで楽しく管理できます。

☆家族共有機能

お子さんの成長記録を共有でき、おじいちゃん・おばあちゃんなど家族で一緒にお子さんの成長を見守れます。

●オンライン相談

電話だけでは伝えにくい状況をご自宅から画面を通して相談しやすくなります。必要に応じてご活用ください。

※アプリ内から予約できます。

●登録方法

下記のQRコードを読み取り、「母子モ」をインストールしてください。



QRコードの読み取りができない方は、「AppStore」「Googleplay」を開き、「母子モ」を検索してダウンロードしてください。



母子健康手帳の交付

子育て世代包括支援センター ☎ 34-9600

母子健康手帳は、妊娠から出産までの経過、お子さんの発育・発達や予防接種などの健康記録として大切なものです。医師の診断で妊娠が確認されたら、速やかに母子健康手帳の交付を受けましょう。

香美町では、母子健康手帳の交付を、子育て世代包括支援センターで行っています。交付時には、産前産後に利用できる制度や支援サービス等を説明し、妊娠期から子育ての見通しをつけるため、保健師・助産師等の専門職が子育てプランと一緒に考えお手伝いします。

●母子健康手帳の交付については交付日を設けていますので、事前に希望される日をご予約ください。交付日にご都合のつかない方はご相談ください。

なお、外国語版の母子健康手帳もご用意できますので、必要な方はご相談ください。

●必要なもの



- ・医療機関からもらう妊娠届出書
- ・妊婦本人のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）
※マイナンバーカード以外であれば、本人確認できるもの（運転免許証等）が併せて必要です。
- ・助成の申請に必要な医療機関の領収書と明細書（母子健康手帳交付までに受診したもの）、金融機関の口座情報がわかるもの



妊婦健康診査費助成事業

健康課 ☎ 36-1114

妊娠中の体には色々な変化が起こっており、普段より一層健康に気をつける必要があります。妊婦さんの健康やお腹の赤ちゃんの発育をみてもらうために定期的に妊婦健診を受けましょう。

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査費助成券をお渡しします。県外医療機関など、助成券の取り扱いができない場合は、償還払い方式で助成を受けることができます。転入された妊婦の方も、お問い合わせください。

●必要なもの：母子健康手帳、医療機関から交付された領収書及び明細書

申請者名義の振込先がわかるもの



妊娠婦・パパの歯科健康診査

健康課 ☎ 36-1114

妊娠期はホルモンバランスやつわり等の体調の変化により、産後は出産による体力の低下や育児の忙しさから歯の衛生状態が悪化しやすくなります。町では親の歯の健康づくりとして、歯科検診を町内の歯科医院・診療所において妊娠中に1回と産後1年の間に1回、妊婦の夫は出生までの1回を無料で受けられます。事前予約の上受診してください。

●必要なもの：受診票(母子健康手帳交付時に配布)、保険証

妊娠婦は上記および母子健康手帳



妊娠婦の健康相談及び家庭訪問

子育て世代包括支援センター ☎ 34-9600

妊娠・出産・産後の健康や育児などの疑問について保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が相談をお受けします。また、様々な不安に寄り添えるよう妊娠中から家庭訪問も行います。

妊婦訪問では妊娠8か月前後に、ご様子を伺うアンケートを送付しますのでご回答ください。それをもとに訪問日を調整するためのご連絡をさせていただきます。

わくわくサロン 子育て世代包括支援センター ☎ 34-9600



妊娠、出産、育児で不安に感じたことを相談したり、他のママに聞いたり話したりすることで安心な気持ちと子育ての楽しみを増やしましょう。

- 対象：妊娠中の方、おおむね1歳未満のお子さんを子育て中の方

※対象の方には個別でご案内します。

- 場所：子育て世代包括支援センター（保健センター内）

パパママ子育て教室 子育て世代包括支援センター ☎ 34-9600



赤ちゃんの沐浴や授乳などのお世話の仕方を、人形を使った模擬体験や、妊婦スーツを着用し妊婦体験などができる教室です。



- 対象：妊娠中もしくは子育て中のパパやママ

※対象の方には個別でご案内します。

- 場所：子育て世代包括支援センター（保健センター内）

ママカフェサロン 子育て世代包括支援センター ☎ 34-9600



子育て世代包括支援センターを月に1度開放し、子育て中のママがホッとくつろげるサロンです。予約は要りません。産後ケアリストによる相談対応や子育てのアドバイスなど受けられます。

- 対象：妊娠中の方、子育て中の方

- 場所：子育て世代包括支援センター（保健センター内）

ママヨガ(妊婦と子育て中のママのためのヨガ) ☎ 34-9600

ママカフェサロンと同日の奇数月に開催します。心と体のセルフケアにヨガを取り入れてみましょう。予約は要りません。

- 対象：妊娠中の方、子育て中の方 *妊娠中の方は事前にご相談をお願いします。

- 場所：保健センター2階集会室

産前産後ヘルパー派遣事業 子育て世代包括支援センター ☎ 34-9600 (子育て世帯訪問支援)



妊娠中または出産後おおむね1年以内の方で、家事や育児を行うことが困難な場合に、ヘルパーを派遣して家事や育児を支援します。

利用料金など詳細についてはお問い合わせください。

妊婦等包括(伴走型)相談支援事業及び妊婦のための支援給付金事業

健康課 ☎ 36-1114



妊婦を対象に、相談による支援と妊婦のための支援給付金の支給を行います。妊娠届出時と妊娠8カ月時に訪問・面接を行います。妊娠届出時の面談後、1回目の給付金として5万円を支給します。その後妊娠8カ月頃に妊婦訪問・面接を実施しますが、この時期に2回目の給付を希望される人は申請し給付金を受け取ることができます。2回目の給付額は胎児の数×5万円です。(2回目の給付を受けられた人は新生児訪問時の給付金の申請支給はありません。)

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるよう支援させて頂きますので気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

2 赤ちゃんが生まれたら



出生届 町民課 ☎ 36-1110

生まれた日を含めて14日以内(14日目に役場が休みの日の場合は、その翌開庁日まで)に、出生地・本籍地または住所地(一時滞在地を含む)のいずれかの市区町村役場に出生届を提出してください。

法務省のホームページ(www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html)より、「子の名に使える漢字」の検索ができます。

- 必要なもの：出生証明書(出産した病院からもらえます)、母子健康手帳

国民年金保険料産前産後期間免除制度 町民課 ☎ 36-1110



出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。免除された期間は、保険料納付済期間になります。免除を希望される方は、町民課または各地域局で申請をしてください。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩(死産・流産・早産・人工妊娠中絶を含む)をいいます。

出産育児一時金 健康課 ☎ 36-1114



国民健康保険加入者が出産したとき及び妊娠22週以降の死産や流産のときに、50万円が支給されます(満12週から満22週未満の出産・死産・流産のときは48万8千円)。なお、出産育児一時金は、原則として、医療保険者から医療機関へ直接支払われるため、出産される医療機関で手続きを行ってください。その他の健康保険加入者は、勤務先にお問い合わせください。なお、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、差額分の請求をしてください。

未熟児・新生児・産婦訪問 健康課 ☎ 36-1114



保健師・助産師が産後28日までにご自宅を訪問し、お子さんの身体計測やお母さんの健康相談及び育児相談をお受けし、母子保健事業や予防接種などについてお知らせします。出産後は、母子健康手帳にある「出生連絡票」を提出してください。日程の連絡をさせていただきます。

8カ月の訪問時に「妊婦のための支援給付金」の申請をされていないようでしたら面談後2回目の給付金の申請を行って頂きます。2回目の給付額は子どもの数×5万円です。

かみっこオムツ券交付事業 健康課 ☎ 36-1114

生後力月末満のお子さんがいる養育者にかみっこオムツ券を2万円分交付します。新生児訪問等で申請をして頂き、「ママカフェサロン」で交付することにしています。ご都合がつかない方はご連絡ください

こんにちは赤ちゃん事業 健康課 ☎ 36-1114

育児について気軽に相談ができる保護者が安心して子育てができるように、生後4か月までの乳児がいるすべてのご家庭(健康課による新生児訪問を実施したご家庭は除く)を保健師または助産師が、電話による訪問日の日程調整後にご家庭を訪問します。育児について様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などのアドバイスを行います。



先天性代謝異常等検査 健康課 ☎ 36-1114

新生児を対象に、出産した医療機関で採血し、フェニールケトン尿症などの先天性代謝異常検査や先天性甲状腺機能低下症の検査を行います。生後早い段階で検査を行うことで、病気を早期に発見し、必要に応じた治療を開始することができます。

出生後に母子健康手帳別冊の「先天性代謝異常検査申込書」を医師に提出してください。検査費用は無料ですが、採血料は有料です。



新生児聴覚検査費及び 産婦健康診査費助成事業 健康課 ☎ 36-1114

お母さんとお子さんの健康と健やかな子育てを支援するために、先天性難聴を早期発見するための新生児聴覚検査(1回)と、産後早期の母体の回復を促す産婦健康診査(2回まで)の費用を助成します。医療機関で新生児聴覚検査や産婦健康診査を受けた後、償還払いの手続きをしてください。ただし、医療保険の適用を受けた費用や文書料、乳房ケアなどは助成の対象外です。

- 必要なもの：母子健康手帳、医療機関から交付された領収書及び明細書
申請者名義の振込先がわかるもの



1か月児健康診査費助成事業 健康課 ☎ 36-1114

医療機関等で受診する生後1か月の子どもさんの健康診査費用(1回)について、全額助成します。

公立豊岡病院で受診される場合は母子健康手帳交付時に申請後、受診券を発行します。また、他の医療機関で受診される場合は償還払いにより助成します。妊娠期に実施する妊婦訪問で償還払い申請書の配布と受診の方法等について説明します。



児童手当 福祉課 ☎ 36-1964

0歳から高校生年代までのお子さんを養育している方を対象に、手当を支給します。出生日の翌日から15日以内に申請してください。公務員の方は勤務先に申請してください。

- 支給額
 - ・3歳未満の児童 1人につき月額 15,000 円
 - ・3歳～高校生年代の児童 1人につき月額 10,000 円
 - ・第3子以降は児童1人につき月額 30,000 円
- 必要なもの：申請者名義の振込先がわかるもの

申請者及び配偶者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)、申請者の身分証明書、申請者の健康保険情報がわかるもの(地方公務員共済などの共済組合に加入している方のみ)

未熟児養育医療 健康課 ☎ 36-1114



体の発育が未熟なまま出生した乳児(新生児)で医師が入院養育を必要と認めた児(1歳未満)を対象に養育医療の給付を行います。

- 対象者：出生体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院を必要と認めた児
- 給付内容：入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額を公費で負担します。ただし、世帯の所得に応じて費用の一部は自己負担となります。
- 必要なもの：申請者及びお子さんのマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)、身分証明書

乳幼児等医療費助成制度 健康課 ☎ 36-1114



0～9歳(小学3年生世代)までのお子さんの医療費を助成します。保護者の所得などを審査(1歳の誕生日の末日までは、所得制限なし)し、対象となった場合は受給者証をお渡しします。

※令和7年7月1日より所得制限なしとなります。

- 必要なもの：母子健康手帳、お子さんの健康保険資格確認書等、身分証明書
両親の所得課税証明書(転入された方など)
申請者及びお子さんのマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)

こども医療費助成制度 健康課 ☎ 36-1114



10歳(小学4年生世代)から18歳(高校3年生世代)までのお子さんの医療費を助成します。保護者の所得などを審査し、対象となった場合は受給者証をお渡しします。

※令和7年7月1日より所得制限なしとなります。

- 必要なもの：お子さんの健康保険資格確認書等、身分証明書、両親の所得課税証明書(転入された方など)、申請者及びお子さんのマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)

離乳食と歯の教室 健康課 ☎ 36-1114



赤ちゃんは、成長するにしたがって母乳やミルクだけでは栄養が不足してきます。お母さんとお子さんが楽しく離乳食を進められるように栄養士が月齢ごとの離乳食についてのポイントをわかりやすくお伝えします。また、お口や歯のお手入れ方法についてのアドバイスを歯科衛生士が行います。

お口の健康管理/ートの交付 健康課 ☎ 36-1114



乳歯は6～8か月頃から生え始めてきます。母子健康手帳同様に、お子さんの成長に伴うお口の健康を記録するものとして歯科健康診査時やフッ化物塗布、治療などで歯科受診される際に持参してください。3～4か月児健診にて交付し就学前まで使用します。

宿泊型

訪問型



産後ケア事業 子育て世代包括支援センター ☎ 34-9600

産後のお母さんが、安心して子育てができるように心身のケアや育児のサポートを行います。利用料金などの詳細についてはお問い合わせください。

- 宿泊型:産科医療機関に宿泊し、授乳や育児指導などのケアを受けることができます。
- 通所型:産科医療機関に日帰りで日中を過ごし、授乳や育児指導などのケアを受けます。
- 訪問型:助産師の訪問による乳房マッサージや育児指導を受けることができます。

子育て短期支援事業 福祉課 ☎ 36-1964



一時的に家庭において養育を受けられない児童や、家庭内暴力により保護を受ける必要が生じた児童と保護者が児童福祉施設などに入所することができます。

詳細についてはお問い合わせください。

乳幼児健康診査 健康課 ☎ 36-1114



お子さんの成長に合わせて、健康診査を行っています。

名称	対象年月齢	方法	個別通知
3～4か月児健康診査	3か月～5か月末まで	★	有
9～10か月児健康診査	9か月～11か月末日まで	★	有
9～12か月児歯科健康診査	歯が生え始めてから1歳の誕生日まで	☆	無
1歳6か月児健康診査及び歯科健康診査	1歳6か月～2歳前日まで	★	有
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月～2歳8か月前日まで	☆	有
3歳児健康診査及び歯科健康診査	3歳～4歳前日まで	★	有

★集団で実施。会場・日程は広報（令和7年4月号）をご覧ください。

☆個別に医療機関で実施。詳細については「お口の健康管理ノート」交付時にお知らせします。



5歳児健康診査 健康課 ☎ 36-1114

4歳や5歳という年齢は、言葉や運動の発達に加えて、集団生活の中で共感性や協調性等の対人関係など社会性の発達が著しく、また生活習慣の自立の時期でもあります。この時期に健康診査を行うことで、お子さんに合わせた適切な支援ができると言われています。成長や発達について気になっていること、心配なことを気軽に相談していただき、安心して就学を迎えるように支援させていただきます。

●実施方法：実施年度に5歳になるお子さんを対象に健診の日程等を個別通知します。

同封しております問診票を返信してください。保育所(園)・認定こども園
・幼稚園とも連携して実施します。

子どもの発達についての相談事業 健康課 ☎ 36-1114

お子さんの発達状況に応じて相談をお受けします。保育所(園)、認定こども園、幼稚園への巡回相談も行います。

「友達と上手に遊べない、落ち着きがない」などの子どもの発達や、「転びやすい、手の不器用さ」などの運動発達のご心配について、発達専門小児科医師や心理士が相談をお受けします。また、子どもの「ことばの遅れ、吃音、聞こえ」などのご心配について心理士が相談をお受けします。



予防接種 健康課 ☎ 36-1114

予防接種は感染症を予防したり、かかった場合に重症化しにくくするという効果が期待されます。予防接種の効果と副反応をよく理解し、予防接種を受けましょう。

※接種医療機関一覧表、各予防接種の予診票、冊子「予防接種と子どもの健康」



は出生届時にお渡しします。

対象疾病	回数	接種が望ましい時期	対象年齢(無料で接種できる期間)
ロタウイルス 感染症(①・②) どちらかを接種する)	①ロタリックス 2回	生後2か月～ 出生14週6日後	出生6週0日後～ 出生24週0日後
	②ロタテック3回	生後2か月～ 出生14週6日後	出生6週0日後～ 出生32週0日後
B型肝炎	3回	生後2～9か月未満	1歳未満
	初回3回 追加1回	生後2～7か月未満 生後12～15か月未満	生後2か月～5歳未満
ジフテリア(D) 百日せき(P) 破傷風(T) ポリオ(IPV)	5種混合(4種混合・Hib) ①1期初回3回 ②1期追加1回 (令和6年4月開始)	①生後2か月～7か月(20～56日の間隔をおく) ②1期初回終了後6～18か月の間隔をおく	生後2か月～7歳6か月未満
Hib感染症	二種混合(DT)2期1回	小学校6年生	11歳～13歳未満
※令和6年4月1日以降、基本的には5種混合ワクチンを受けることになるが、当面の間は4種混合ワクチンとHibワクチンを受けることもできる。			
結核(BCG)	1回	生後5～8か月未満	1歳未満
麻しん・風しん (MR)	1期1回	1期はできるだけ早期に	1歳～2歳未満
	2期1回	接種を受ける	小学校就学前1年間
水痘 (水ぼうそう)	1回目	生後12～15か月未満	1歳～3歳未満
	2回目	1回目終了後6～12か月の間隔をおく	
日本脳炎	1期初回2回	3歳～4歳未満	生後6か月～7歳6か月未満
	1期追加1回	4歳～5歳未満	
	2期1回	9歳～10歳未満	9歳～13歳未満
子宮頸がん (①・②・③の どれかを3回 接種する)	①サーバックス(2価) ②ガーダシル(4価)	中学1年生相当	小学6年生～ 平成9年生まれの女子 (高1生以上の方は特定の対象者のみです。)
	③シリガード9(9価)		

3 障害のある子どものために



身体障害者手帳 福祉課 ☎ 36-1964

病気や事故などにより身体に永続する障害のある方に交付する手帳です。1～6級までの区分があります。

- 対象者：身体に永続する障害のある方
- 持ちもの：診断書、写真、身分証明書、マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）



療育手帳 福祉課 ☎ 36-1964

知的障害・発達障害の方に交付する手帳です。A(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分があります。こども家庭センターまたは知的障害者更生相談所で判定を受けます。

- 対象者：こども家庭センターまたは知的障害者更生相談所で知的障害・発達障害と判定された方
- 持ちもの：写真、マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）



精神障害者保健福祉手帳 福祉課 ☎ 36-1964

精神障害の方に交付する手帳です。1～3級までの区分があります。

- 対象者：兵庫県内(神戸市を除く)に居住している精神障害の状態にある方(精神障害に係る初診日から6ヶ月以上経過している方)
- 持ちもの：診断書（障害年金受給者は年金証書と振込通知書の写しで申請可）、写真
マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）



自立支援医療(精神通院医療)制度 福祉課 ☎ 36-1964

精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合の医療費を公費で負担します。

- 対象者：精神疾患有し通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方
- 持ちもの：診断書、健康保険情報がわかるもの、マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）
- 自己負担額：原則として医療費の1割が自己負担(所得に応じた負担上限月額あり)



特別児童扶養手当 福祉課 ☎ 36-1964

20歳未満で身体または精神に障害のある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育されている方に支給されます。ただし、所得制限があります。

- 支給額：1級は月額56,800円、2級は月額37,830円
- 持ちもの：診断書、認定請求書、申請者と対象児童の戸籍謄(抄)本、身分証明書
マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）

障害児福祉手当 福祉課 ☎ 36-1964



20歳未満の児童で、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

- 支給額：月額 16,100円
- 持ちもの：診断書、認定請求書、預金通帳(障害のある児童名義)、所得状況届
身分証明書、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)

重度障害者医療費助成制度 健康課 ☎ 36-1114



身体障害者手帳「1級、2級」、療育手帳「A判定」、精神障害者保健福祉手帳「1級」の方の医療費の一部を助成する制度です。保護者などの所得などを審査し対象となった場合は受給者証をお渡しします。

- 持ちもの：身体障害者手帳など、健康保険資格確認書等、所得課税証明書(転入された方
など) 身分証明書、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)
- ※0～18歳(高校3年生世代)までのお子さんは、乳幼児等医療費助成制度
またはこども医療費助成制度を優先します。



香美町サポートファイル 福祉課 ☎ 36-1964

継続した支援を必要とするお子さんへ、ライフステージ(年代)に応じた支援を適切に行うために活用するファイル(発達支援記録)です。

家族を含めた支援関係者がお子さんに関する情報を共有し、必要な情報を引き継ぎ適切な支援を円滑に行います。

- 申請方法：所属している園・学校にお申し込みください。園や学校に所属していない方は健康課にご相談ください。

障害児通所支援サービス・相談支援 福祉課 ☎ 36-1964



高校3年生世代までの子どもが日中で過ごしていくために提供できるサービスとして、子どもの状況に応じて幼児までの療育訓練を行う児童発達支援、集団生活(保育所、幼稚園、学校等)を営む施設を専門員が訪問し、子どもが集団生活に適応するために支援を行う保育所等訪問支援、児童が学校の終了後や休業日に通う放課後等デイサービスなどがあります。

また、これらのサービスを受けるために相談する事業所を提供するための障害児相談支援のサービスを提供しています。

- 対象者：療育訓練を希望し、対象となられた方
- 持ちもの：身分証明書、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)
- 自己負担額：原則として利用料の1割が自己負担(所得に応じた負担上限月額あり)

4 ひとり親家庭のために



児童扶養手当 福祉課 ☎ 36-1964

児童扶養手当は、父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるための制度です。児童の父または母や、父母に代わってその児童を養育している方、あるいは、父または母に極めて重度の障害がある家庭の親に支給されます。ただし、所得制限があります。

●対象者

次に該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童)を養育している母、児童を監護しつつ生計を同じくしている父または養育者。

- 1 父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- 2 父(母)が死亡した児童
- 3 父(母)が重度の障害の状態にある児童など

●支給額(所得額に応じて決定されます)・・・月額 11,010円~46,690円

※第2子以降は、上記金額に5,520円~11,030円ずつ加算されます。

※手当は請求月の翌月から支給されます。

●持ちもの

申請者と対象児童の戸籍謄(抄)本、預金通帳(申請者名義)、その他必要書類
身分証明書、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)

※添付書類は養育状況等により異なりますので、必ず事前にご相談ください。

母子家庭等医療費給付制度 健康課 ☎ 36-1114



ひとり親家庭の保護者とお子さんや、両親のいないお子さんの医療費を助成します。保護者や両親のいないお子さんを養育している養育者の所得などを審査し、対象となった場合は受給者証をお渡しします。

●持ちもの

健康保険資格確認書等、住民票、戸籍謄本、所得課税証明書(転入された方など)
申請者及びお子さんのマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)

※0~18歳(高校3年生世代)までのお子さんは、乳幼児等医療費助成制度

または、こども医療費助成制度を優先します。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

新温泉健康福祉事務所 ☎ 0796-82-3161
福祉課 ☎ 36-1964



母子家庭や父子家庭等の経済的自立を図るための技術習得や事業開始、就学等に必要な資金の貸付を行います。申請から貸付まで2か月程度時間がかかります。

5 相談窓口

香美町子育て世代包括支援センター

☎ 34-9600



助産師や保健師が、ご家庭の健康や子育てに関する悩みなど様々な相談をお受けします。

● 内容：母子健康手帳の交付に関すること

健康に関する相談(お子さんの身長・体重測定など)

妊娠・出産・子育てに関する情報提供、相談や支援

産前産後サービスの紹介・受付・調整など

不妊・不育症に関する相談

● 日時：月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時

● 場所：保健センター内



香住

高井

小代



子育て・子育ち支援センター 教育委員会こども教育課 ☎ 94-0101

「育児やしつけ、健康のこと」、「子どもの遊び相手がない」、「同年代の子どもをもつ知り合いがない」など、子育てについて一人で悩んでいませんか。

子育て・子育ち支援センターは、そんなお母さんやお父さんたちと一緒に子育てについて考え、交流するための施設です。

地域で安心して子育てができるよう、子育て関連事業の開催、子育て相談や情報提供、子育てサークルの育成・支援などを行っています。詳しくは下記へお問い合わせください。

施設名・所在地	電話番号	開設時間
香住子育て・子育ち支援センター 香住区森31-1 (香住地域福祉センター内)	39-1507	月～金曜日 9時～16時 (祝日、お盆期間及び年末年始は休館)
高井子育て・子育ち支援センター 村岡区耀山7-2	94-0402	
小代子育て・子育ち支援センター 小代区忠宮287 (小代高齢者生活支援センター「いこいの里」内)	97-3377	



児童相談窓口 福祉課 ☎ 36-1964

お子さんが心身ともにすこやかに成長し、幸せが守られるように18歳未満のお子さんに関する相談(電話・家庭訪問など)や、他機関の紹介を行います。

● 内容：友達と遊べない、乱暴、言葉が遅い、落ち着きがない

登園(校)できない。非行、いじめられている、子育ての仕方が分からない

● 日時：月～金曜日 8時30分～17時15分

香美町教育相談センター ☎ 36-3850



学校や友達、学習のことなどでお悩みの児童生徒及び保護者の皆さんの相談に応じます。
来室される時は電話でお知らせください。

- 適応教室(ふれあいルーム)：学校に行きたくても行けない児童生徒の皆さんに心の居場所を提供します。
- 日時：月～金曜日 9時～15時
- 場所：香住文化会館内（香住区香住100-2）
※毎週水曜日 10時～12時 村岡区中央公民館（村岡区村岡396）
で出張相談を行っています。



香美町ひきこもり支援センター(ドーナツの部屋)

☎ 34-9611



ひきこもりに関する相談ができます。予約なしでも相談できますが、可能でしたら連絡ください。ひきこもりがちな人の居場所としての利用もできます。

- 日時：月～金曜日 10時～16時
- 場所：保健センター1階（香住区香住1281-1）
※つながろう村岡ドーナツの部屋：第3火曜日 13時～16時
村岡区中央公民館（村岡区村岡396）にて同時開設



こころと体のなやみ相談 福祉課 ☎ 36-1964



地域で生活する障害のある方や心の病をもつ方、心配事がある方やその家族が自分らしく生き生きと安心して暮らせるよう専門の相談員が相談にあたります。予約制で料金は無料です。家庭訪問もできますので気軽にご相談ください。詳細については、お問い合わせください。

- 内容：
○子どもの発達や子育てについて相談したい
○保育園や学校の友達、先生との関係について相談したい
○人と上手く付き合う方法を知りたい
○福祉サービスや制度を知りたい
- 相談対応者：生活支援センターほおづき（精神保健福祉士）
町専門職（社会福祉士・保健師）

不妊・不育専門相談、男性不妊専門相談

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課 ☎ 078-362-3250

不妊の悩みから治療方法や内容について、また習慣性流産や不育症等の疑問や不安を、専門知識を持つ医師や助産師がお答えします。相談は無料で秘密は厳守されます。

●電話相談：助産師（不妊症看護認定看護師）対応：078-360-1388

毎月第1、3土曜日 10時～16時(祝日、年末年始除く)

●面接相談(専門の産婦人科医師、泌尿器科医師、助産師による完全予約制の相談)

予約専用番号：078-362-3250

平日9時～17時／相談日の5日前までに予約必要

※詳細については兵庫県ホームページをご覧ください。



香美町特定不妊治療費助成事業

健康課 ☎ 36-1114



特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成します。詳細についてはお問い合わせください。

一般不妊治療費助成事業

健康課 ☎ 36-1114



一般不妊検査・治療（「タイミング療法」「排卵誘発法」「人工授精」など）を受けられたご夫婦の経済的負担を軽減するためその治療等の一部を助成します。

詳細についてはお問い合わせください。

不育症治療費助成事業

健康課 ☎ 36-1114



不育症治療を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成しています。詳細についてはお問い合わせください。

6 医療のこと

こども医療電話相談



子どもの急病やけがなどでお困りのときはご相談ください。看護師らが受診の必要性や応急処置など相談に応じます。

<但馬地域小児救急医療電話相談>

- 電話番号：0796-22-9988(きゅうきゅうはは)
- 相談時間：毎日19時～22時
- 費用：相談料は無料(通話料は利用者負担)



<兵庫県子ども医療電話相談>

- 電話番号：#8000 (078)304-8899(ははきゅうきゅう)

●相談時間：平日・土曜日（18時～翌朝8時）

日曜祝日及び年末年始（8時～翌朝8時）

- 費用：相談料は無料(通話料は利用者負担)

※公立豊岡病院組合のホームページに、子どもの救急についてのサイトが紹介されていますのでご利用ください。（‘子どものけが、病気で困った時は’）



町内の医療機関(医科・歯科)

	医療機関名	所在地	電話番号
医科	公立香住病院	香住区若松 540	36-1166
	佐津診療所	香住区無南垣 165	38-0459
	山本クリニック	香住区香住 1014-1	39-1525
	むらた眼科	香住区若松 540	39-1535
	公立村岡病院	村岡区村岡 3036-1	94-0111
	兎塚診療所	村岡区福岡 1113	96-0012
	川会診療所	村岡区入江 717-3	95-0024
	村瀬医院	村岡区村岡 347	94-0003
	小代診療所(医科)	小代区城山 301	97-2023
歯科	かわばた歯科医院	香住区若松 557-1	36-4070
	戸野歯科医院	香住区若松 532	36-3333
	どい歯科医院	香住区沖浦 514-6	37-0777
	なみ歯科クリニック	香住区森 291-1	34-6483
	西村歯科医院	香住区七日市 12-3	36-1818
	やまだ歯科医院	香住区七日市 115-3	36-3316
	兎塚歯科診療所	村岡区福岡 1113	96-0846
	川会歯科診療所	村岡区入江 717-3	95-0223
	小代診療所(歯科)	小代区城山 301	97-2396

7 保育所(園)・認定こども園・幼稚園・小学校

保育所(園) 教育委員会こども教育課 ☎ 94-0101



保育所(園)は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。申請により、保育の必要性の認定を受けて入所することができます。

＜保育の必要性の事由＞

- 同居親族の全員が次の事由のうちいずれかに該当する場合です。
- | | | |
|-------------------|---------------|------------|
| □就労 | □疾病・負傷・心身障害など | □求職活動・起業準備 |
| □妊娠、出産 | □病人介護・看護 | □就学 |
| □育児休業(兄姉の継続利用) | □災害復旧 | □虐待・DVのおそれ |
| □その他(教育委員会が認めた場合) | | |



認定こども園 教育委員会こども教育課 ☎ 94-0101



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

申請により、教育または保育の必要性の認定を受けて入園することができます。

＜保育の必要性の事由＞は、保育所(園)と同じです。

幼稚園 教育委員会こども教育課 ☎ 94-0101



小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行う学校です。申請により、教育の必要性の認定を受けて入園することができます。

幼稚園に入園申し込みができる児童は、香美町にお住まいで住民登録のある方です。規則により、通園区域が指定されています。

小学校 教育委員会こども教育課 ☎ 94-0101



お子さんが小学校に入学する年の児童の保護者に、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学通知書を郵送します。

新しく小学校に入学されるときは、前年の9月に就学時健康診断の案内をおくります。就学時健康診断は、指定された期日・場所で受診をしてください。

※入学通知書及び就学時健康診断の通知書が届かない場合はお問い合わせください。

一時保育 教育委員会こども教育課 ☎ 94-0101



保護者の傷病など緊急または、一時的に保育を必要とする場合は、保育所(園)、認定こども園で一時的にお子さんをお預かりします。詳しくは各園にお問い合わせください。

●利用時間：各保育所(園)に準じます。

●利 用 料(町外の方は、利用料別料金)：一日 3,000 円

半日(給食あり)2,000 円

半日(給食なし)1,500 円

病児保育 教育委員会こども教育課 94-0101



病気のため、小学校・幼稚園・保育所などでの集団生活が困難なお子さんを、一時的にお預かりします。詳しくはこども教育課にお問い合わせください。

- 電話受付：7時30分～16時00分（専用ダイヤル 080-8709-0130）
- 日 時：月～金曜日 8時～16時
- 場 所：香住病院 医師官舎住宅7号 病児保育室「おひさま」（香住区若松544-1）
- 利用料（町外の方は、利用料別料金）：一日 2,000 円
半日 1,000 円

幼稚園預かい保育 教育委員会こども教育課 94-0101



香住幼稚園において、在園児を対象とした「預かり保育事業」を実施します。教育時間終了後などに、保護者が就労している等により家庭での保育が困難な場合に利用できます。詳しくは、香住幼稚園またはこども教育課にお問い合わせください。

放課後児童クラブ 教育委員会こども教育課 94-0101



保護者が就労などにより、昼間自宅にいない家庭の小学生等を対象に、放課後と学校休業日に子どもたちが安心して充実した生活を送れるよう児童をお預かりします。詳しくはこども教育課にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
スマイルかすみ	香住区香住 1595-9(香住小学校隣接)	36-5466
スマイルおくさづ	香住区下岡 507(奥佐津地区公民館内)	※休所
スマイルさづ	香住区訓谷 340(旧佐津幼稚園内)	39-4311
スマイルしばやま	香住区上計 1157-3(柴山地区公民館内)	37-0824
スマイルながい	香住区大野 87(長井地区公民館内)	36-3011
スマイルあまるべ	香住区余部 1568-3(余部地区公民館内)	※休所
ふれあいむらおか	村岡区村岡 2937(村岡小学校内)	94-0022
ふれあいうづか	村岡区福岡 324(兎塚小学校内)	96-0707
ふれあいいそう	村岡区川会 38(射添小学校内)	95-0660
かがやきおじろ	小代区実山 100(小代地区公民館内)	97-3967





教育・保育施設・小学校 教育委員会こども教育課 ☎ 94-0101

○保育所(園)及び認定こども園

施設名	住所	電話番号
柴山保育所	香住区上計 2-4	37-0352
みなと保育園	香住区一日市 156-1	36-1053
青葉保育園	香住区下浜 595	36-3135
宝樹保育園	村岡区村岡 3030-1	80-9013
小代認定こども園	小代区実山 68	97-2039

○幼稚園

施設名	住所	電話番号
柴山幼稚園	香住区上計 34	37-0554
香住幼稚園	香住区香住 1595-9	36-0416
長井幼稚園	香住区大野 83-1	36-3232
余部幼稚園	香住区余部 1697	※休園
村岡幼稚園	村岡区村岡 2940	94-0241
うづか幼稚園	村岡区福岡 324	96-0968
射添幼稚園	村岡区川会 38	95-0648

○小学校

学校名	所在地	電話番号
柴山小学校	香住区上計 34	37-0351
香住小学校	香住区香住 1595-9	36-0002
長井小学校	香住区大野 83-1	36-3005
余部小学校	香住区余部 1697	34-0005
余部小学校・御崎分校	香住区余部 2988	※休校
村岡小学校	村岡区村岡 2940	94-0011
兎塚小学校	村岡区福岡 324	96-0969
射添小学校	村岡区川会 38	95-0004
小代小学校	小代区実山 100	97-2004

